



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月4日金曜日 第1708号

## ◇ 目 次 ◇

愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止（7件）.....1139  
 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....1140  
 道路の供用開始（ " ）.....1141  
 道路の供用開始（一般国道440号）.....1141  
 道路の区域変更（一般国道379号）.....1141  
 道路の供用開始（県道後柿之浦線）.....1141  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....1142  
 開発行為に関する工事の完了.....1142  
 道路の位置の指定（2件）.....1142

## 公 告

ふく取扱者試験の施行.....1142  
 愛媛県警察行政手続等オンライン化システムの借入.....1143

## 公安委員会規則

愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....1144

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1968号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
小支流 長谷川	右岸 西条市大浜アベ谷6222番地先から同市飯岡山口2560番1地先まで 左岸 西条市大浜アベ谷6223番地先から同市飯岡山口2669番1地先まで

### ○愛媛県告示第1969号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 護摩谷川	右岸 新居浜市阿島乙142番1地先から同市阿島甲576番1地先まで 左岸 新居浜市阿島乙143番15地先から同市阿島甲574番地先まで

単流 白浜川	右岸 新居浜市多喜浜字白浜63番4地先から同市多喜浜字白浜67番40地先まで 左岸 新居浜市多喜浜字白浜101番地先から同市多喜浜字白浜97番地先まで
小支流 北谷川	右岸 新居浜市光明寺二丁目85番3地先から同市光明寺二丁目87番1地先まで 左岸 新居浜市光明寺二丁目17番地先から同市光明寺二丁目210番2地先まで
小支流 芳谷川	右岸 新居浜市萩生129番1地先から同市萩生46番地先まで 左岸 新居浜市萩生129番1地先から同市萩生107番地先まで
支流 東大谷川	右岸 新居浜市大生院688番9地先から同市大生院719番2地先まで 左岸 新居浜市大生院702番2地先から同市大生院721番2地先まで
支流 西大谷川	右岸 西条市下島山乙62番1地先から同市下島山乙62番5地先まで 左岸 新居浜市大生院717番2地先から同市大生院719番1地先まで

### ○愛媛県告示第1970号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区 域
支流 鳥越川	右岸 新居浜市阿島甲998番地先から同市阿島甲792番1地先まで 左岸 新居浜市阿島甲996番2地先から同市阿島甲900番2地先まで
支流 福遍川	右岸 新居浜市阿島甲766番1地先から同市阿島甲754番7地先まで 左岸 新居浜市阿島甲768番地先から同市阿島甲747番3地先まで
単流 三ツ杭川	右岸 新居浜市阿島乙127番1地先から同市阿島乙126番1地先まで 左岸 新居浜市阿島甲723番1地先から同市阿島甲728番3地先まで
支流 長谷川	右岸 新居浜市阿島乙174番4地先から同市阿島甲384番1地先まで 左岸 新居浜市阿島乙173番1地先から同市阿島甲380番7地先まで
支流 西之郷川	右岸 新居浜市阿島乙187番1地先から同市阿島甲268番1地先まで 左岸 新居浜市阿島乙195番1地先から同市阿島甲246番3地先まで
幹流 柳川	右岸 新居浜市郷甲2011番地先から同市郷甲2141番2地先まで 左岸 新居浜市郷乙275番2地先から同市多喜浜164番3地先まで
支流 本川	右岸 新居浜市郷甲2243番3地先から同市多喜浜159番3地先まで 左岸 新居浜市郷甲2245番2地先から同市郷甲2142番地先まで

小支流 孝々谷川	右岸	新居浜市船木甲3438番1地先から同市船木甲2969番1地先まで
	左岸	新居浜市船木甲3030番地先から同市船木甲2971番1地先まで
小支流 徳右衛門川	右岸	新居浜市大生院1189番1地先から同市大生院1002番5地先まで
	左岸	新居浜市大生院1758番5地先から同市大生院931番4地先まで

○愛媛県告示第1971号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
幹流 横田川	右岸	宇和島市下波3504番地先から同市下波3360番地先まで
	左岸	宇和島市下波3502番地先から同市下波3744番2地先まで

○愛媛県告示第1972号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
小支流 コトシ川	右岸	宇和島市津島町大字下畑地字西谷丙108番2地先から同市津島町大字下畑地字ミドリ夕戌260番1地先まで
	左岸	宇和島市津島町大字下畑地字西谷丙119番2地先から同市津島町大字下畑地字緑田甲2155番3地先まで
単流 寺川	右岸	宇和島市吉田町大字南君字高森3469番地先から同市吉田町大字南君字新田2903番1地先まで
	左岸	宇和島市吉田町大字南君字高森3466番地先から同市吉田町大字南君字井川3031番地先まで

○愛媛県告示第1973号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
小々々支流 面田川	右岸	宇和島市三間町黒川423番地先から同市三間町黒川383番地先まで

○愛媛県告示第1975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

	左岸	宇和島市三間町黒川368番地先から同市三間町黒川385番1地先まで
小々々支流 大黒川	右岸	宇和島市三間町黒川56番2地先から同市三間町黒川152番地先まで
	左岸	宇和島市三間町黒川121番地先から同市三間町黒川626番地先まで

○愛媛県告示第1974号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

河川名	区	域
単流 ホケ石川	右岸	南宇和郡愛南町須ノ川230番地先から同町須ノ川286番地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町須ノ川220番1地先から同町須ノ川283番1地先まで
幹川 灘川	右岸	南宇和郡愛南町須ノ川790番地先から同町須ノ川1068番地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町須ノ川1064番地先の国有地地先から同町須ノ川1066番地先まで
単流 室手川	右岸	南宇和郡愛南町御荘菊川3843番地先から同町御荘菊川3913番1地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町御荘菊川3839番1地先から同町御荘菊川3802番地先まで
支流 谷田川	右岸	南宇和郡愛南町御荘菊川1293番地先から同町御荘菊川1269番地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町御荘菊川1255番地先から同町御荘菊川1268番2地先まで
支流 谷の内川	右岸	南宇和郡愛南町御荘菊川1440番地先から同町御荘菊川1977番3地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町御荘菊川1533番1地先から同町御荘菊川1973番地先まで
支流 船の川	右岸	南宇和郡愛南町御荘菊川3079番2地先から同町御荘菊川1983番1地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町御荘菊川3078番地先から同町御荘菊川2682番1地先まで
支流 山の神川	右岸	南宇和郡愛南町御荘平山1469番地先から同町御荘平山996番地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町御荘平山1470番地先から同町御荘平山995番1地先まで
小支流 四尻谷川	右岸	南宇和郡愛南町緑乙448番1地先から同町緑乙390番地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町緑乙449番2地先から同町緑乙392番1地先まで
支流 長谷川	右岸	南宇和郡愛南町城辺甲5039番地先から同町城辺甲5005番1地先の国有地地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町城辺甲5099番1地先の国有地地先から同町城辺甲4185番地先まで
支流 小僧都川	右岸	南宇和郡愛南町僧都1353番1地先から同町僧都1628番2地先まで
	左岸	南宇和郡愛南町僧都1174番2地先から同町僧都1077番地先まで

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町2番23	旧	メートル 10.0~21.8	キロメートル 0.210	
			新	13.0~29.4	0.210	

○愛媛県告示第1976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市立川町2番23	平成17年11月4日

○愛媛県告示第1977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5626番から 同町西谷字横野5894番2まで	平成17年11月6日

○愛媛県告示第1978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東1820番から 同町大瀬東1815番1まで	旧	メートル 16.8~22.3	キロメートル 0.096	
			新	23.8~39.0	0.096	

○愛媛県告示第1979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	宇和島市津島町下瀬須下字新浜179番9から 同町須下字反田167番4まで	平成17年11月4日

○愛媛県告示第1980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写

しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1981号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第47号 平成17年10月20日	伊予郡松前町大字中川原字横枕293番4、293番5及び293番6	松山市市坪北一丁目3番23号 三好 桂
17松局建（開）第48号 平成17年10月20日	伊予郡松前町大字出作字屋敷田556番4	今治市大西町紺原甲636番地 中野 弘二
17松局建（開）第49号 平成17年10月20日	伊予郡松前町大字横田字蓼原387番5	伊予郡松前町大字横田135番地 金子 努

○愛媛県告示第1982号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置  
伊予郡砥部町高尾田35番及び35番地先水路
- 申請人の住所氏名  
伊予郡砥部町五本松 322 番地  
有限会社 マドカ  
代表取締役 平岡 洋子
- 図面省略

○愛媛県告示第1983号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置  
喜多郡内子町内子1071番
- 申請人の住所氏名  
喜多郡内子町大字内子甲 121 番地  
株式会社 とみなが  
代表取締役 富永 洪太郎
- 図面省略

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐ取扱者条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による平成17年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成18年2月9日(木)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成18年3月16日(木)午前10時	松山市旭町107番地 愛媛調理製菓専門学校

## 2 受験願書の提出期間

平成18年1月6日(金)から13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

## 4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規
- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学

## 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年11月4日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県警察行政手続等オンライン化システムの借入
- (2) 借入物品名及び数量  
愛媛県警察行政手続等オンライン化システム 一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成18年3月1日から平成23年2月28日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県警察本部及び各警察署
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の

4の規定に該当しない者であること。

- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110 内線 2231
- (2) 入札書の受領期限  
平成17年12月14日(水)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成17年12月14日(水)午後1時30分  
愛媛県警察本部 第一会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められ

た場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:

Equipment for initiating electronic Administration Procedures at the Ehime prefectural police , 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 14 December, 2005

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan  
TEL 089-934-0110 Ext 2231

---

公安委員会規則

---

○愛媛県公安委員会規則第9号

愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月4日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

**愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 音量の測定に使用する騒音計は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。